

令和2年生駒市農業委員会第3回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局  
会議開催日時 令和2年3月11日(水)午後2時00分  
会議開催場所 市役所 401・402会議室  
出席者 会長 8番 中田 建彦  
農業委員会委員  
1番 辻野 俊平 2番 西口 まゆり  
3番 田中 勇治 4番 染岡 政明  
5番 池田 憲央 6番 有山 兼吉  
7番 北村 由子 9番 中本 真人  
10番 中谷 佳津代  
農地利用最適化推進委員  
上武 猛 中谷 明  
北本 光美 高貝 要明  
川端 俊雄 山田 義美  
中井 啓二  
欠席者 なし  
説明者 事務局 局長 林 宏次 局長補佐 巽 眞一  
主幹 吉岡 浩 主査 増本 量俊  
傍聴者 なし

---

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地利用集積計画に対する意見聴取について
3. 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
4. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
5. 下限面積(別段の面積)の検討について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について

3. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
4. 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
5. 農地の転用事実に関する照会について
6. 農地転用許可の報告について
7. 農地利用最適化推進委員の評価結果について

その他

#### 配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 農業委員の任命について（議会証明）
- 生産緑地の取得の斡旋について
- 意向調査の結果について
- 経営所得安定対策と米政策
- 集落座談会報告

○主幹 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

7番 北村 委員

9番 中本 委員

10番 中谷佳津代 委員

議案第1号議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1～2の申請地の位置について

高山こども園の北東約900mのところに位置する高山町地内の農地2筆。

申請理由について

譲渡人は本農地を相続で取得したが、市外に居住していることから本農地の管理を知り合いの方をお願いしてきた。しかし、その方が高齢になり管理することが難しくなってきたことから、近隣で営農をしている譲受人が本農地を譲り受け、営農することとなった次第。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有しており、また農地取得の下限面積要件に

については、家族で営農している農地が20アール以上あるので当該要件を満たしている。  
現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号のNo.1～2について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 事務局の説明の通りである。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。

議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼。

○補佐 〔議案読み上げ〕

本計画については、農業経営基盤強化促進法に基づき、生駒市が農地の貸借等を明らかにした農用地利用集積計画を決定するに際し、農業委員会の意見を聞く必要があるため、議案として上げたものであり、委員会での決定後、生駒市が同計画を公告すれば、農地についての貸借権の効力が発生する制度。

No.1の申請地の位置について

県道枚方大和郡山線（富雄川）に架かる川崎橋の南西、約100mに位置する高山町地内の農地1筆。

申請理由について

使用貸人は、当該農地において昨年まで水稻を栽培していたが、高齢であることと辻町に居住しているため管理が困難であることから、隣接地で耕作している新規就農者である使用借人に貸し出されることとなった。

要件について

使用借人は、平成30年2月から新規就農者として営農をはじめ、高山町において主にイチゴの栽培をしており、現在の経営耕地面積は約46アールあるので、農地取得の下限面積要件である20アール以上を満たしている。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行った。

以上のことから、本案件については農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているので、特に問題ないとする。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認  
〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号 「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」は、「問題なし」ということで、生駒市に回答することを宣言。

議案第3号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

本申請は所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のない農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから申請ができたものである。

No.1の申請地の位置について

阪奈トンネル出入口より西に約800mのところに位置する小倉寺町地内の農地1筆。

申請理由について

当該農地は、平成29年9月の審議で3条により申請人が取得した農地だったが、近地で実施される奈良県の工事に際し、申請人が所有している他の資材置場を貸すことになったため、その資材置場の代わりとして本農地を青空資材置場として利用することとなった次第。

立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。申請にあたっては、隣接農地や水利組合長の同意も添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上のことより、本案件は転用面積が300㎡以上であることから奈良県農業会議への意見照会を経て、許可権者である奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。

審議をお願いしたい。

○議長 議案第3号について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 事務局の説明の通りであり、特に問題はない。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認  
〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。  
なお、申請については転用面積が300㎡以上あるため奈良県農業会議への意見照会を経て、許可権者である奈良県知事への進達を依頼する。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼。

- 主査 〔議案読み上げ〕

本申請については、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから申請ができたもの

申請地の位置について

生駒北小中学校の南にほぼ隣接する高山町地内の農地1筆。

申請理由について

譲受人は本農地に隣接する家に居住しているが、子どもが遊ぶための庭を拡張して利用したい希望もあり、本農地を転用することになった次第。

立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。申請にあたって、地元農家区長の同意及び北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月6日に、会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上のことより、本案件は許可権者である奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。

審議をお願いしたい。

- 議長 議案第4号について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 本農地は住宅に隣接する農地であり中に水路があるが、土地改良区の意見書があり水路や隣接する農地にも承諾を得て問題ないと考えられる。審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 転用目的が庭の拡張ということであるが、農家住宅という理解でよいか。
- 主幹 本申請地に隣接する住宅はもともと譲渡人のもので、以前に譲受人が中古住宅として購入した。今回、譲受人が庭先用地として本申請地を購入することとなった。
- 委員 譲渡人の転用申請が先に出ているということか。
- 主幹 譲渡人と譲受人の2人から転用申請が出たということである。
- 委員 売買の時点で農地ではないということか。庭の拡張というのは譲渡人の話ということか。

- 主幹 譲受人の庭の拡張ということである。
- 委員 譲受人は農家でないため農地は買えないので、譲渡人が所有の間に宅地に変える、ということではないのか。
- 主幹 宅地に変えることと売買を同時に行うということである。
- 委員 この農地と住宅の間に水路があると思うのだが、問題はないか。
- 主幹 先ほどの担当委員の話にあったとおり、地元の同意と隣接する農地の所有者の同意も得ているので、問題はない。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認  
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第4号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。申請については許可権者である奈良県知事への進達を依頼する。  
議案第5号 「下限面積（別段の面積）の検討について」の説明を事務局に依頼。
- 主査 「下限面積（別段の面積）の検討について」提示する。  
平成21年1月23日付け農林水産省からの通知により、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっている。農地法第3条第1項の規定による申請だけでなく、農用地利用集積計画においても、本要件を必要としている。  
平成23年4月1日から農地の権利取得における下限面積を50アールから20アールに緩和したことにより、新規就農者が増えてきており、徐々にその効果が出てきているため、令和2年度については現行の適用区域及び別段の面積20アールの変更は行わない方向で考えたい。また、本委員会で承認されれば、生駒市ホームページでも公開していきたいと考えている。審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 確認したい。別段の面積とは何か。
- 主幹 法律では50アールが下限面積と定められているが、それぞれの農業委員会で別に農地権利取得における面積を設定することができるので、別段の面積という表現になっている。
- 議長 異議の確認  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第5号 「下限面積（別段の面積）の検討について」の承認を宣言。令和2年度における下限面積については、引き続き20アールとなるので、よろしくをお願いしたい。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」  
報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」  
報告第6号「農地転用許可の報告について」  
の説明を一括して事務局に依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～3については、相続により所有権を取得された農地について、届出されたもの。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

本報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について提出されたもので、権利の設定・移転が伴わない農地転用。

No.1の申請地の位置について

近鉄生駒線菜畑駅の北東約100mのところに位置する東生駒一丁目地内の農地。

報告事項

青空駐車場を目的として、農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

本報告は、農地法第18条第6項に基づく届出で、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が双方合意の上、解約されたという通知を受け受理したことを報告しているもの。

報告第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、生産緑地における主たる従事者の証明をしたことの報告をしているものである。

市街化区域内の農地において、生産緑地と指定されている農地が多くあるが、通常は30年間農地として利用をしていかなければならないことになっている。しかし、この生産緑地の所有者ではなく、主たる従事者に死亡もしくは従事することが不可能とさせる故障が生じた場合は、生産緑地に指定されている農地の市町村への買い取り申出を行なうことになっており、市町村が買い取らない場合及び斡旋が不調になったときには、

生産緑地の行為制限を解除することになっている。

この一連の手続は、生駒市都市計画課が窓口として行なうことになっているが、主たる従事者が農業に従事できなくなることが条件であるので、生駒市に対して買い取り申し出を行うに際して、主たる従事者がだれかの証明が必要であり、この証明を農業委員会がすることになっている。

No.1～3 は、主たる従事者が農業に従事することが不可能となる故障が発生したことを理由として、申請が出てきたことに伴い証明したことを報告している。

#### 報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

##### 概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものの登記地目を田若しくは畑から他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に農地かどうかの照会があった事案。

No.1 及び 2 は山林化した農地。

No.3 及び 4 は 40 年前から建物の敷地になっている農地。

No.5 は 20 年前に青空資材置場を目的として農地転用の許可を得た農地。

No.6 は 50 年以上も前から建物の敷地になっていた農地。

No.7 は 40 年以上に工場の敷地として農地転用の許可を得ている農地。

No.8～9 は十数年前から墓地となっていた農地。

以上の土地について、今般、農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、農地性が無いことを確認した上で、法務局に対しその旨の回答をしたもの。

#### 報告第6号「農地転用許可の報告について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

##### 概要説明

本報告は市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可があったことの報告。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 報告第4号について、主たる従事者等は農地ごとに設定するのか、その世帯で設定するのか。また、登記上の所有者が主たる従事者となることが一般的だが、登記上の所有者でなくても主たる従事者になれるのか。

○主幹 今回の農地については申請者が主たる従事者であるが、他の農地については申請が上がってきていないので農業委員会では把握できていない。また、主たる従事者は登記上の所有者でなくてもよい。

○委員 故障の具体的な原因は何か。

○主幹 一般的には営農を続けていくことが困難な故障ということである。生産緑地の解除についての手続きは都市計画課が行っている。この診断書で生産緑地の解除が認められる

かどうかは都市計画課が判断する。農業委員会は都市計画課と調整しながらこの手続きを進めている。

○委員 生産緑地で営農をしていた者が途中で故障を理由に生産緑地を解除したが、別の農地で営農をしている、という話が集落座談会であがった。都市計画課が判断し決定することではあるが、生産緑地の指定を受けられなかった者から見て納得いく理由でないと、また苦情が出てくる。

○主幹 解除に関しては都市計画課の裁量で認めるのではなく基準があり、それに該当したため解除に至った。

○副会長 生産緑地は500㎡以上を一団とするという定義があるが、たとえばその一団から生産緑地を解除する農地が出てきて500㎡に満たなくなった場合、他の農地も解除となるのか。

○主幹 その場合、都市計画課が他の農地の所有者の了解を得て解除となる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

報告第7号「農地利用最適化推進委員の評価結果について」の説明を事務局に依頼。

○局長 〔議案読み上げ〕

生駒市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の結果を報告。

12月1日から「農業委員会の委員」と共に「農地利用最適化推進委員」の募集を行った。会長・副会長・地域活力創生部長・農業委員会事務局長で構成される評価委員会を設置し書類審査を行い、7地区に関しては定員を上回る応募があったため面接審査を行った。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 結果の1、2はどういう意味か。

○局長 「1」は1番、「2」は次点の2番という意味である。

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○局長 「生駒市農業委員会委員の任命について」を説明。

次期農業委員会の委員の任命について、3月4日の議会にて同意を得たことを報告。

○議長 「生産緑地の取得の斡旋について」の説明を事務局に依頼。

○主幹 「生産緑地の取得の斡旋について」を説明。

生産緑地法第13条の規定により、生駒市長から農業委員会に対し当該生産緑地について、農業を希望する者が取得できるよう斡旋の依頼がきた。

当該生産緑地の主たる従事者において、故障等の理由により農業に従事することができなくなったため、生産緑地法第10条の規定により生駒市に買取り申出があったが、生駒市として買取らないことになったため取得の斡旋依頼がきた。

なお、生駒市への回答の期限は4月30日までとなっているとともに、該当者がいた場合は、5月7日（若しくは10日）までに所有権移転が必要となっており、

所有権移転には農地法第3条の許可が必要であることから、次回4月の定例会での審議及び3月末までの申請書提出が必要であるので、注意願いたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

「意向調査について」の説明を事務局に依頼。

○主査 昨年夏に実施した利用状況調査について、昨年末から意向調査を行うべく意向調査書を、遊休農地の所有者である農家に送付した。

回収状況は2月末に約580人中350人程度で、期限までに回答のなかった方に対して3月3日付で調査書を再送した。再送の返却状況は現時点で29人である。

今後は昨年と同様になるが、回答が得られなかった所有者に個別訪問等を行い、回収をお願いしたいと考えている。また、宛先不明で返送されたものについては、委員の皆さんと調整・相談しながら対応したいと考えているのでご協力をお願いしたい。

○副会長 回答の「その他」にはどのようなものがあるか。

○主査 転用や地目変更の予定がある、売買予定がある、といった内容が多くみられた。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

「その他について」の説明を事務局に依頼。

○主幹 〔「経営所得安定対策と米政策」、「農地見学会」、「集落座談会」〕について説明と報告。

●「経営所得安定対策と米政策」のパンフレットを説明。

●農地見学会

・令和2年2月15日、農地見学会を開催。2名の参加あり。

●集落座談会

・令和2年2月15日、小瀬地区で開催。18名参加。

・「令和元年度集落座談会報告」

今年度で開催された座談会のまとめを報告。農業委員会では、農業委員会と農地法について、農地の現状、特定生産緑地などについて説明した。特定生産緑地、納税猶予、市民農園について、など様々な意見・要望等があった。これらは関係各課にも報告している。

また、今後の集落座談会の進行について委員の方から意見をいただいた。今年度の座談会の結果と合わせ今後につなげていきたいと考える。

●「大阪府農業会議の視察」について説明。

令和2年2月17日、大阪府農業会議の職員が生駒市を視察。11名が来られ、これまでに開催された集落座談会の説明を主に行い、意見交換をした。

○議長 集落座談会等について、今後も市全体で行っていくと思うのだが、コロナウイルスの感染・拡大防止の観点において、事務局としての今後の方針について聞きたい。

○補佐 北地区の「人・農地プラン」は令和3年3月31日までに策定することとなっている。

2月29日に大北地区の第1回目の話し合いをした。できるだけ日を空けずに2回目を

行いたい、コロナウイルスの状況が日々刻々と変化している、その都度状況を確認し、農家区長と調整しながら進めていきたいと考えている。現時点では3月末から4月中旬ごろに開催予定である。

大北地区の座談会には会長はじめ担当委員の他、農家区からは10名の参加があった。大北地区として今後、農業・農地をどうしていくのかということで、現状や課題を出してもらった。

上がってきた課題は、後継者問題、イノシシ被害、農業用機械が通れるような道がない、農業者が故障等で急に農業ができなくなったらという心配、農業で生計を立てるのは厳しい、などであった。大北地区は若い方が多く来ている。今回の座談会では新規就農者2名の参加もあり、いろいろ意見を出してもらった。

次回の内容としては、今回の内容を踏まえ「地域でできること」、「行政の支援が必要なもの」、「地域と農業委員会・行政が連携してできること」などをとりまとめて報告すると共に、「人・農地プラン」の案を提示し話し合ってもらうことを予定している。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 座談会に参加してくれるのは60代後半から70代が多く、現状が維持できればと考えている人が大半である。これからの農業を考えると、どうしても若い人に営農してもらわないといけない。県のデータなどを活用し、利益が発生するモデルケースを提示したり、シュミレーションしたりして、若い人が農業をやってみようと思えるような座談会にしなければならない。

○議長 地域をそのような方向に持っていくためには地権者との話し合いが必要となってくる。そのために座談会を開催していくことが重要となる。先日の大北地区では北部農林の参加があり、県の情報や意見を聞くことができた。そのような人を呼び、座談会を開催するのも一つの方法と思われる。

○委員 「人・農地プラン」に取り掛かっていない地域は、「人・農地プラン」の状況や情報がわからない。「人・農地プラン」の状況や手法などの情報を共有させてもらい、次の座談会につなげていくのが良いと思われる。また、そのような方向で次の体制に引き継ぐのがより早く進むと考えられる。

○議長 その通りである。事務局から何か意見はないか。

○補佐 事務局としても同じ考えである。生駒市内でも北地区・中地区・南地区では状況も課題も異なってくる。それぞれの地域の状況を把握するために座談会の勉強会等があっても良いと考える。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

○主幹 次回の日程について

定例会 4月 9日(木) 午後3時 401、402会議室

現地調査 4月 3日(金)

前日 4 月 2 日（木）までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後 3 時 2 0 分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和2年生駒市農業委員会第3回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号                    7番    北村 由子

---

議席番号                    9番    中本 眞人

---

議席番号                    10番   中谷 佳津代

---